

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧			新		
第2 網改造料 1 適用 (略)			第2 網改造料 1 適用 (略)		
1-1 網改造料の対象となる機能			1-1 網改造料の対象となる機能		
区分		備考	区分		備考
(1)～(50) (略)	(略)	(略)	(1)～(50) (略)	(略)	(略)
(51) IP通信網との接続に係るインタフェース機能	ア IP通信網終端装置に協定事業者との接続(PPPoE方式により行うものに限ります。)のためのインタフェースを付与する機能	(7) (イ) 以外の場合	(51) IP通信網との接続に係る機能(IPoE接続に係るものを除く)	ア IP通信網終端装置に協定事業者との接続(PPPoE方式により行うものに限ります。)のためのインタフェースを付与する機能	_____
		(イ) IP通信網との接続をIPv6アドレスのみにより行う場合		イ IP通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能	
	イ IP通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能			ウ IP通信網終端装置においてPPPoE方式による接続を行うための機能	
<p>附 則 (平成30年3月23日西設相制第4号)</p> <p>(実施時期)</p> <p>1 この改正規定は、平成30年4月1日から実施します。</p> <p>(網改造料に関する経過措置)</p> <p>2 料金表第1表第2(網改造料)第51欄ウ欄の対象となるIP通信網終端装置は、PPPoE方式による接続をしている協定事業者が設置を申し込む場合において、専ら協定事業者の要望により設置するもので当社が別に定めるものとし、同欄ア欄の対象となるIP通信網終端装置は、ウ欄の対象となるIP通信網終端装置を除きます。</p>					